

6月定例会

平成30年6月定例会は、6月1日から6月22日までの22日間の会期で開かれました。

市長提出議案として、専決処分の承認を求めることについて10件、条例4件、一般会計補正予算1件、固定資産評価員の選任1件、農業委員会委員の任命14件の合計30議案が提出されました。また、5件の報告がなされました。更に、議員提出議案として意見書案1件が提出されました。審議の結果、いずれも原案のとおり、可決、承認、同意されました。

反対討論

武藤 壽男

専決処分とは、本来議会の議決すべき事件について必要な議決が得られない特定の場合に、長に認められた補充的手段です。したがって、長の専決処分の要件認定は、仮に議会が専決処分を承認しなくとも、その効力に直接的には影響しません。したがって専決事項は議会に対して、より慎重、丁寧な説明をすべきものです。また、専決処分とする要件は、①議会が成立しないとき。②会議を開くことができないとき。③特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるとき。④議会が議決すべき事件を議決しないとき。などの場合に限定的に許され、その場合、議会の議決を経ずに長が自らの責任で処分等、議会で議決決定をしたと同様の法的効果を持つものであるとされており、

以上のように、議会の本来の権能を超える処分でもあることから、より慎重な、丁寧な説明がなされなければなりません。今回は、その説明がされていません。

専決処分本会議審議内容

質疑

結婚新生活支援事業の補助金は当初、480万円を計上していた。今回市長の専決処分により456万円を減額した。予算は20組分用意したが、1組24万円しか交付されなかった原因をどう分析されているか。また、このような問題は、議会の審議を十分得る議案として提案すべきであろうと考える。市長が議会を通さずに決めてしまう専決処分とすべきではない。

答弁

申請件数が1件しかなかったことについては、市内外への周知が不十分であったということもあるうかと存じます。また、自治体が

幸手市を含め鴻巣市、越生町、鳩山町、三郷市の5市町が事業を実施しているにとどまっております。また、



質疑

収支日計表の3月31日現在の収入済み額が2億497万1695円になっている。

ところが翌日の3月31日付の専決処分が1億4887万1千円と、約6千万円減額をしている。そうすると、この専決処分の補正予算は正しい表示かどうか。1項しかやらなかったからこうだと言いますが、既に日計表で収入済みにな

っている入金があるのにもかかわらず減額補正を出す、この理由が理解できない。

議会の権能を超えて市長に全部ゆだねるのが専決処分。その重みからすれば、議会に丁寧な説明がもっと必要ではないですか。

答弁

日計表による金額で、実際予算額は1億4千万円等ですが、実際の収入済み額は2億円あるではないかということ、その6千万円の差ですが、これらについてはそれぞれの科目の、項レベルにおいて歳入欠陥等が発生しない、逆にプラスです。プラスについては、先ほど自治法にありましたように調定を行うことにより収入できるということとございまして、あえて増額の補正予算を組むことなく今回に至ったというものです。

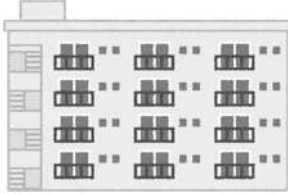
請願および意見書案が「賛成全員」で採択・可決

(請願第1号)

独立行政法人都市再生機構法第25条第4項「家賃の減免」実施と居住者合意の「団地別整備方針書」策定に関する意見書提出を求め、幸手市議会として「賛成全員」で採択。

(意見書案第1号)

独立行政法人都市再生機構法第25条第4項「家賃の減免」実施と居住者合意の「団地別整備方針書」策定に関する意見書が提出され、幸手市議会として「賛成全員」で可決し、内閣総理大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣(行政改革担当)、独立行政法人都市再生機構理事長に送りました。



意見書案第1号

独立行政法人都市再生機構法第25条第4項「家賃の減免」実施と居住者合意の「団地別整備方針書」策定に関する意見書

いま、当市の公団居住者は、高齢化と収入低下の中で家賃負担の重さに悩み、居住に対しても不安を抱えています。

昨年9月、幸手団地自治会が行ったアンケート調査によれば、世帯主75歳以上35.9%、65歳以上では82%を占め、年金受給者は63.5%、給与所得者はわずか17.5%です。

また年収は66%の世帯が353万円未満(45%が242万円未満)であるのに対し、家賃は4~6万円台が52%になっています。

年収100万円で家賃4万円の場合、家賃負担率は48%にもなります。年金が頼りの世帯63.5%にとって収入の半分が家賃といえます。前記アンケートでも「大変重い」33%、「やや重い」34%と、67%もの世帯で家賃が大きな負担であると訴えています。独立行政法人都市再生機構は、市場家賃を原則としながらも、機構法上、その公共的使命から法第25条第4項に「既定の家賃の支払いが困難な者には減免することができる」と規定しています。

公団居住者の方々の多くが低額所得世帯であることを政府・機構とも認めながら、この条項は空文化され、まったく実施されていません。公団居住者は本条項の実施を強く求めています。

また、機構は団地の統廃合、住戸の消滅を目指して、2018年度までに「団地別整備方針書」の策定を進めていますが、公団居住者の方々は、団地コミュニティを培い、多くが末永く住み続けたいと願っており、方針書には居住者の声が十分に反映されるべきと考えます。

東京都国立市の国立富士見台団地では69%、いちょう並木国立団地では65%の居住者が永住希望を表明しており、団地の再整備計画づくりにあたりは、当初の段階から地元の国立市を含め、居住者自治会と十分に話し合い、三者合意の上で策定することを望まれるなど、各地においても、本市と同様な声が多数あがっております。

以上のことから、本市議会は政府及び独立行政法人都市再生機構に対し、下記事項について強く求めます。

記

- 1 独立行政法人都市再生機構は、低額所得世帯に対し、独立行政法人都市再生機構法第25条第4項の「家賃の減免」条項を実施すること。
- 2 独立行政法人都市再生機構は、「団地別整備方針書」の策定にあたり、幸手市を含め居住者自治会と十分に話し合い、三者合意を得ること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

平成30年6月22日

埼玉県幸手市議会議長 藤 沼 貢

# 幸手市郷土資料館設置及び管理に関する条例…可決

今後は、市民への地域学習の機会の提供、情報発信などを通じて

**10/23 オープン**

市民の歴史文化に対する理解を深めるための拠点施設として事業を推進

## 《主な業務》

- (1) 資料の収集、整理及び保存に関すること
- (2) 資料の調査及び研究に関すること
- (3) 資料の展示及び利用に関すること
- (4) 資料及び市史編さん事業等の成果物についての専門的な知識の啓発及び普及に関すること
- (5) 市史編さんに関すること
- (6) 文化財に関すること
- (7) その他、幸手市郷土資料館の設置の目的を達成するために必要な事業に関すること



## 【条例の概要】

第1条 郷土についての歴史、考古及び民俗に関する資料等の収集、保存、調査及び研究並びにその活用を行うとともに、市民の歴史及び文化に対する理解を深め、郷土文化の振興を図り、もって市民の福祉の増進に寄与するため、幸手市郷土資料館（以下「資料館」という。）を設置する。

第3条 資料館は、幸手市教育委員会が管理する。

第5条 資料館の入館料は無料とする。

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

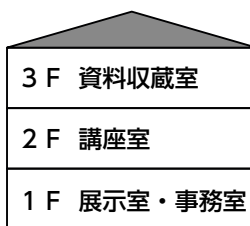
附則 この条例は平成30年10月23日から施行

## 特集1

### 幸手市郷土資料館 施設の概要

#### 【①施設の概要】

名称	幸手市郷土資料館	大字下宇和田58番地 4
築年数等	平成7年	鉄筋コンクリート 地上3階
延床面積	1,271.17㎡	（敷地面積 2,170.00㎡）



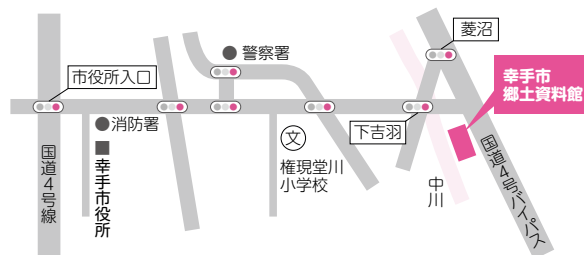
- ・ 3階の資料収蔵室  
幸手市にとって市史編さんの視点から貴重な幸手市関連資料が保管されます。

#### 【②施設整備の経過】

- ・ 資料館は旧幸手看護学校を改修整備しています。
- ・ 主な施設整備費は以下のとおりです。

年度	整備内容	整備費
H27	施設修繕費 ほか	8,026,900円
H28	施設改修工事(第1期)ほか	29,677,320円
H29	展示物等製作工事 ほか	26,829,036円
H30(予算)	施設改修工事(第2期)ほか	9,909,000円
合計		74,442,256円

#### 【③郷土資料館の場所】



#### 【④開館日・時間予定（原則）】

- ・ 火曜日～日曜日 午前9時～午後5時
- 6～9月(土)(日)(祝)同～午後9時30分
- ・ 年末年始休館（1/1～1/3、12/29～12/31）

特集2

幸手市郷土資料館 開設までの経緯

◆幸手市の市史編さん事業は、昭和61年度から準備を始めて昭和63年度から15年計画でスタートし、平成14年度末を以って完了。

◆その間、資料編9冊、特別版1冊、通史編2冊など22冊もの刊行物が刊行されています。

◆その後も、「幸手市文化遺産だより」や各種パンフレットの作成などに取り組み、並行して歴史講座や古文書入門講座を開講するなど、地元の身近な資料に触れ、地域の歴史を考える機会を設けて多くの市民の参加をいただけてきました。

◆しかしながら、郷土資料室は活動拠点に市内の学校や空き施設等を使用してきたため、調査資料などを一元的に保存・管理できないことが課題となっていました。

◆平成27年度から、旧幸手准看護学校跡地にて「市の歴史文化に対する理解を深めるための拠点施設」として郷土資料館の整備が始まり、今議会で設置条例提出の運びとなったものです。

【⑤市史編さん事業ほかによる主な刊行物】

- 1) 幸手町のかたりべシリーズ
- 2) 幸手市史 通史編Ⅰ・Ⅱ、資料編
- 3) 幸手市史 特別版「幸手歴史物語 川と道」
- 4) 幸手市史調査報告書「吉羽家文書目録」ほか
- 5) 幸手市文化遺産だより 第1号～第15号
- 6) 幸手の石造物Ⅰ～Ⅵ
- 7) そのほか 幸手市お祭りマップ など多数



問合せ 社会教育課郷土資料室 47-2521

郷土資料館の開設を機に幸手の歴史文化に触れてみてはいかがでしょうか。

を任命することに同意しました。

- |         |         |         |         |         |         |         |         |        |         |         |        |        |          |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|---------|---------|--------|--------|----------|
| 川村 和夫 氏 | 江森 正之 氏 | 船川 由孝 氏 | 大澤 年一 氏 | 大久保 進 氏 | 奥貫 榮市 氏 | 服部 政男 氏 | 増田 隆司 氏 | 奥貫 進 氏 | 増田 順子 氏 | 熊谷 隆夫 氏 | 内田 潔 氏 | 鈴木 栄 氏 | 服部 貴三郎 氏 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|--------|---------|---------|--------|--------|----------|

農業委員会委員

人事案件

固定資産評価員

木村 卓朗 氏

を選任することに同意しました。

表彰

全国市議会議長会、埼玉県市議会議長会の総会において、中村孝子議員が永年表彰を受けました。

また、手島幸成議員が、全国市議会議長会の総会において、正副議長職による表彰と埼玉県市議会議長会、埼玉県市議会議長会第4区議長会総会において感謝状を受けました。

さらに、埼玉県市議会議長会総会において、藤沼貢議長が感謝状を受けました。

